

第9回上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会 議 事 録

開催日時	平成25年12月 3日（月） 午後7時00分から
開催場所	上牧町役場 2階 第2会議室
出席者	委員 12名
欠席者	委員 0名
傍聴者	2名
事務局	まちづくり推進課 大東課長、福西課長補佐、松井係長、野村主事
次第	1 開 会 2 条例案の検討について 3 その他 4 閉会

議事の概要

●前文の修正試案について

- ・事務局から第1、第2段落の修正案についての概要説明
- ・「上の牧場」の読みは「じょうのまきば」ではないか。
- ・第2段落の最後のところは、「構成されています。」のほうがいいのではないか。

<結論>

第2段落の「構成しています。」を「構成されています。」に修正し、あとは、修正試案どおりで決定とする。

●条例案の検討について（条文の見直し）

《第8条 議会の役割と責務》

～第3項について～

- ・議会報告会については、議会基本条例でも規定されており、重複するので本条例での規定はしなくてもいいのではないか。
- ・理念だけではなく、具体論も必要であるとする。
- ・基本的には議会基本条例と本条例が重複しても問題はない。
- ・議会基本条例の条文をそのまま入れるという形もある。

～第6項について～

- ・第6項の「指摘事項」の定義が曖昧ではないか。「議会の本会議での議決に基づく指摘事項」というのであれば分かる。
- ・「指摘事項」の定義については、委員会や一般質問での内容が、その後どうなったのかということを書き出したものである。
- ・「指摘事項」を「提案事項」にしてはどうか。
- ・第6項については、「・・・監視し、」という形にして、「本会議における指摘事項については」を削除してはどうか。

< 結論 >

第3号の一部削除

3 議会は、主権者である住民に対する説明責任を果たすため、~~議会報告会を毎年開催し、~~議会における意思決定の内容及びその過程を説明しなければなりません。

第6号の一部変更・削除

6 議会は、その権限を有効に用いて、執行機関の町政運営を調査並びに監視し、~~するとともに、本会議における指摘事項については、その後のその経過及び結果を公表しなければなりません。~~

《第9条 議会の権限》

- ・第2項の第2号については、具体的なことが明確になっていないのではないかと。また、第3号の部分に集約されていると考えられるので、「前項に規定する基本的な要件については、別に定める」といった形で明記してはどうか。
- ・議会基本条例では、基本的には地方自治法で定められているので、特段議決事項を列記していない。
- ・総合計画については議決事項から外れたので、どこかで議決事項として追加しないといけないという観点から第1号は残すことでいいと思う。
- ・第3号の「重要な施策及び制度」については、個別具体的な規定を別途で委ねるとしても、この議決権限が議会にあるということはここで定めておく。

<結論>

第2項第2号の削除

~~(2) 町の保有地又は町が行う事業に係る用地の売買が想定される計画の策定並びに町施設の設置、運営に関する方針遅く及び計画の策定~~

《第10条 議員の役割と責務》

- ・ 議会基本条例の第4条で、議員の活動原則を挙げているが趣旨は変わらないと思うので、本条例が制定された段階で、議会基本条例の内容や表現を修正する用意はできている。
- ・ 第1項の「住民から選ばれた公職者として・・・」とあるが表現が曖昧である。
- ・ 第3項は、行政活動は効率的かつ効果的に行われることが必要であるので、「効果的」の表現を入れたらどうか。
- ・ 議会基本条例に「町民全体の福祉の向上を目指す」ということが規定されているのであれば、第1項の「町全域に目を配り」のところに、そういった表現を入れてはどうか。

<結論>

第1項の一部変更

第10条 議員は、住民により選ばれた公職者として、責任を自覚するとともに品位を保持し、住民全体の福祉の向上と暮らしやすいまちづくりを目指して、誠実に職務を果たさなければなりません。

第3項の一部追加

3 議員は、行政活動が適正かつ効率的並びに効果的に行われるよう監視と点検を行い、一般質問及び質疑を活用して、行政の改善を促進しなければなりません。

●その他

○第8条の解説〔説明〕について

- ・第1項で、設置の根拠法として、憲法第93条と地方自治法第89条、第94条を載せていたが、掲載されていない形になっているので、再度根拠法として掲載してほしい。
- ・第2項で、地方自治法第115条が掲載されているが、第2項が不要で、替わりにもともと素案に掲載されていた上牧町議会委員条例の第18条を掲載してほしい。
- ・第3項で、「住民の想いに寄り添った」という表現は少し違うと思うので再度検討してほしい。
- ・第4項で、もともと素案に掲載されていた地方自治法第109条が削除されているので、再度根拠法として掲載してほしい。

○第9条の解説〔趣旨〕について

- ・「議会として行使すべき権限」とあるが「議会の権限」のほうがいいのではないか。

○第10条の解説〔説明〕について

- ・第1項で、上牧町政治倫理条例を引用しているが、削除されているので、再度根拠法として掲載してほしい。

○パブリックコメント並びにシンポジウムについての具体的な内容については次回の委員会で提示させてもらおう。また、日程については、1月11日（土）と18日（土）のどちらかの日程で調整する。

○制限された時間のなかで、残りの条文数を割って、1条辺り何分といった目標と決めて、その時間以内で結論を出すということで進めいくことを提案する。